

小規模企業共済制度の 令和8年度付加共済金の支給率について

令和8年2月
中小企業庁

目次

1. 小規模企業共済制度の付加共済金の概要
2. 「支給率の基準となる率」の算定
3. 「支給率」の決定に当たっての「その他の事情を勘案」について
4. 令和8年度の付加共済金の支給率の決定（案）
5. 過年度留保額の積立て状況について

1. 小規模企業共済制度の付加共済金の概要

- 共済金の額は、予定利率に対応した固定額の「基本共済金」と、実際の運用収入等に応じて支給される「付加共済金」の合計額として算定。
- 「付加共済金」は、運用収入等の状況に応じて毎年度定められる「支給率」を基に、基本共済金に上乘せされる。
- 平成8年の制度導入以降、平成30年度に初めて支給率を決定。

共済金の支給イメージ

付加共済金
(毎年度計算)

基本共済金
(固定額※)

※掛金納付月数及び共済事由に応じ政令で定める金額により計算。

付加共済金の支給率を決定するための計算方法

(1) 「支給率の基準となる率」の算定

$$\text{支給率の基準となる率} = \frac{\text{①当該年度末の剰余金見込額}}{\text{②假定共済金等の発生見込総額}}$$

① (分子) 当該年度末の剰余金見込額 (施行規則第10条の2第1項)

直近実績 (運用資産においては令和8年1月末実績) に基づいて、運用収入・掛金等収入、共済金等の支払いに充てる額、責任準備金に積み増す額及び給付経理から業務等経理への繰入額を推計して得た、令和8年度末の剰余金見込額。

② (分母) 假定共済金等の発生見込総額 (施行規則第10条の2第2項)

令和8年度の假定共済金額及び假定解約手当金額に、共済事由別の将来発生割合を乗じて得た金額の合計額。

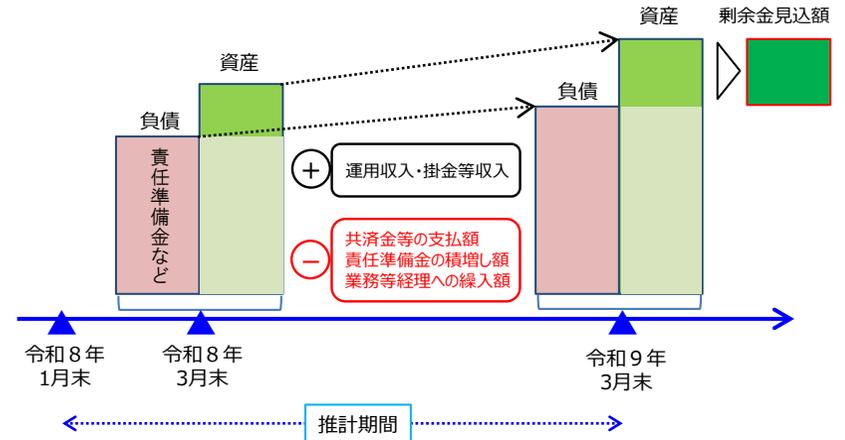
- ・假定共済金額及び假定解約手当金額：
すべての共済契約者が基準月※において脱退したと仮定した場合、それぞれの共済事由が生じたものとみなして支払われる共済金及び解約手当金の額。

※ 基準月：掛金納付月数が「36月」又は「36月+12月の整数倍の月数」となる各月。

(2) 「支給率」の決定

上記(1)で算定した率を基準としつつ、当該年度以降の運用収入の見込額その他の事情を勘案して、支給率を決定する。

当該年度末の剰余金見込額の算定イメージ



過去の支給率

	支給率		支給率
平成30年度	0.036 %	令和6年度	0.673 %
令和3年度	0.328 %	令和7年度	1.047 %
令和4年度	0.504 %		

2. 「支給率の基準となる率」の算定

(1) 「支給率の基準となる率」の算定

① (分子) 「令和8年度末の剰余金見込額」を算定すると6,773億円となる。

算定方法 (施行規則第10条の2)

(イ 当該年度の運用収入・掛金等収入) - (ロ 当該年度の共済金等の支払いに充てる額) - (ハ 当該年度末以降の共済金等の支払いに充てるため、当該年度の前年度末の責任準備金に積み増す額) - (ニ 当該年度に業務等経理に繰り入れる額) + (ホ 当該年度の前年度の年度末の剰余金見込額) により算定。

令和8年度末の剰余金見込額の算定

付加共済金原資の算定過程		金額内訳		備考	
イ	令和8年度の運用収入・掛金等収入	9,961億円	掛金等収入 (①+④)	8,996億円	在籍者数から推計。新規加入者数は、令和7年度実績を元に算出。その他(掛金未納者の解約手当金等の時効経過による繰入等) 24億円を含む。
			運用収入 (②)	965億円	債券のクーポン、生命保険資産等による収入。
			信託運用損益 (⑦)	0億円	運用リスクは「3. 「支給率」の算定に当たって「その他の事情を勘案」について(14か月の推計リスク)」で考慮することとし、この段階では0(据え置き)と仮定する。
ロ	令和8年度の共済金等の支払いに充てる額	6,597億円	共済金等 (⑤+⑩)	6,351億円	在籍者数をベースに、実績脱退率(直近3か年)から脱退者数を推計し、そこから共済金及び解約手当金の額を算定。その他(前納減額金等) 105億円を含む。
			分割共済金 (⑥)	246億円	脱退者のうち一定割合が分割支給を選択するものとして推計して算定。
ハ	令和7年度末の責任準備金に積み増す額	3,710億円	責任準備金繰入(増加) (⑧)	3,710億円	令和8年度末の在籍者に対する責任準備金と、令和7年度末の在籍者に対する責任準備金との差額。分割共済金受給者に対する責任準備金を含む。
			責任準備金戻入(減少) (③)	0億円	
ニ	令和8年度の業務等経理に繰り入れる額	123億円	業務等経理繰入 (⑨)	123億円	令和8年度の給付経理から業務等経理への繰入額。
ホ	令和7年度末の剰余金	7,241億円			
イ-ロ-ハ-ニ+ホ = 令和8年度末剰余金見込額		6,773億円			

小規模企業共済制度の財政収支の予測

(金額単位: 億円)			
区分	令和6年度実績	令和7年度見込	令和8年度見込
(1) 収益	9,173	12,258	9,961
掛金等収入	8,320	8,604	8,972
運用収入等	832	3,600	965
うち信託運用益	▲315	2,707	0
責任準備金戻入	0	0	0
その他	21	55	24
(2) 費用	10,519	10,967	10,429
共済金等	6,158	6,152	6,246
分割共済金	245	241	246
信託運用損	315	0	0
責任準備金繰入	3,576	4,369	3,710
業務等経理繰入	103	111	123
その他	121	93	105
(3) 当期利益・損失 (= (1) - (2))	▲1,347	1,291	▲468
(4) 資産	120,088	125,739	129,044
(5) 負債	114,138	118,498	122,271
基本額に係る責任準備金	110,994	115,376	119,063
分割責任準備金	1,420	1,407	1,430
その他	1,725	1,715	1,778
(6) 剰余金・欠損金 (= (4) - (5))	5,950	7,241	6,773
運用利回り	0.44%	2.97%	0.76%
国内債券(簿価)	0.94%	0.99%	1.02%
短期資産	0.20%	0.36%	0.29%
融資経理貸付金	1.00%	1.00%	1.00%
信託資産	▲1.03%	9.69%	0.00%
生命保険資産	1.18%	0.66%	0.66%

※1 運用有価証券信託に係る担保預り金は資産・負債に同額計上していることから、共に控除している。

※2 端数処理の都合上、各勘定科目の合計値が一致しないことがある。

2. 「支給率の基準となる率」の算定（まとめ）

（1）「支給率の基準となる率」の算定

以上①、②から、「支給率の基準となる率」を算定すると0.06635となる。

$$\begin{aligned} \text{(支給率の基準となる率)} &= \frac{\text{①令和8年度末の剰余金見込額}}{\text{②仮定共済金等の発生見込総額}} \\ &= \frac{6,773\text{億円}}{10兆2,076\text{億円}} \\ &= \boxed{0.06635} \end{aligned}$$

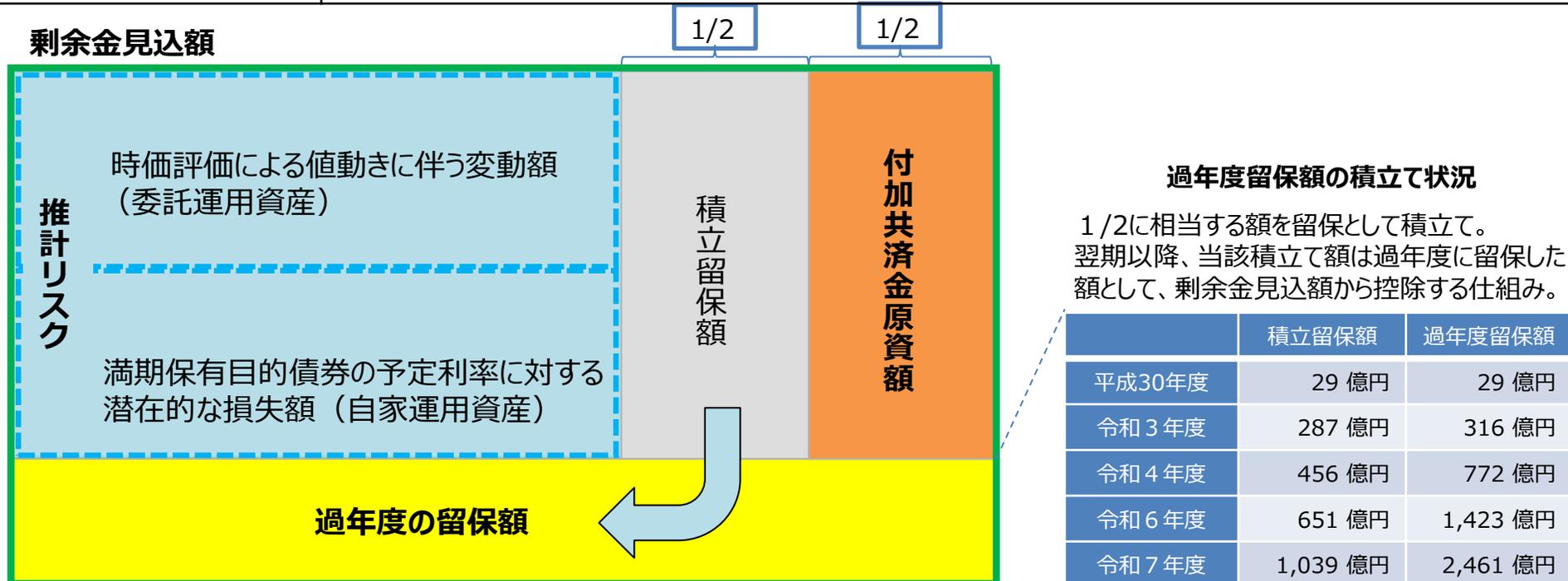
3. 「支給率」の決定に当たっての「その他の事情を勘案」について

(2) 「支給率」の決定

2. で算定した率を基準としつつ、「当該年度以降の運用収入の見込額その他の事情を勘案して」、付加共済金の支給率を決定する。

- 付加共済金原資額の算定は、以下の決定事項に加え、令和8年1月以降の市場の動向を勘案する。

共済小委員会	決定事項
第5回 (平成27年12月14日)	当面、剰余金見込額のうち1/2に相当する額を付加共済金原資とし、残り1/2に相当する額を積立金に当てることとする。
第11回 (平成30年3月7日)	当該年度末の剰余金見込額から、 <u>過年度の留保額</u> と、「推計リスク」として <u>時価評価による値動きに伴う変動額▲2σ水準（委託運用資産）</u> を控除することを決定。
第20回 (令和4年3月1日)	当該年度末の剰余金見込額から、「推計リスク」として <u>満期保有目的債券の予定利率に対する潜在的な損失額（自家運用資産）</u> を控除することを決定。



3. 「支給率」の決定に当たっての「その他の事情を勘案」について (つづき) (2) 「支給率」の決定

第11回共済小委員会 (平成30年3月) において決定された事項

- 当該年度末の剰余金見込額から「推計リスク」として過年度の留保額と、足下の環境 (時価資産の変動リスクの高まり) を踏まえ 2σ分を控除し、残りの 1/2 を付加共済金原資として計算。
- 推計リスク (変動額) は、前年度1月末の委託運用資産額を基準に、14ヵ月後の当該年度末の利益剰余金を見込む形で、委託運用資産の期待収益率と標準偏差から算出。



令和8年度▲ 2σ水準の推計リスク：
▲2,859億円 (※)

※期待収益率・標準偏差を用いた簡易推計

正規分布における事象の発生確率

水準	水準以下に含まれる確率 (発生頻度)	損失見込み額
▲1σ	15.87% (6年に1度程度)	859億円以上
▲2σ	2.28% (40年に1度程度)	2,859億円以上
▲3σ	0.14% (700年に1度程度)	4,859億円以上

【14ヵ月分の委託運用資産の増減の推計】

推計には、以下の数値・計算式を用いる。

- ・委託運用資産計算元本…令和8年1月末の委託運用資産額：2兆9,716億円
- ・計算方法…委託運用資産全体の期待収益率 (3.29%) と標準偏差 (6.23%) から、委託運用資産全体の変動額を計算。
 (計算式 (2σ水準の場合) : 委託運用資産計算元本 × (3.29% × (14/12) - 6.23% × 2 × √(14/12)))
 なお、期待収益率は国内外シンクタンク各社の経済見通し等を基に所定の推計方法にて算定、標準偏差は委託5資産のインデックス実績データから算定 (いずれも基本ポートフォリオ検証時 (令和7年7月実施)) 。
- ・計算期間…14ヵ月

第20回共済小委員会（令和4年12月）において決定された事項

- 当該年度末の剰余金見込額から控除する「推計リスク」として、満期保有目的債券の予定利率に対する潜在的な損失額（自家運用資産）を控除することを決定。
- 潜在的な損失額について、令和8年度末（令和9年3月末）時点の満期保有目的債券（自家運用資産）※における予定利率対比の将来差損益を算出して求め、差損益がマイナスの場合には当該損失額を付加共済金原資から控除する額とし、プラスの場合には付加共済金原資から控除する額はゼロとする。

※推計期間における新規購入債券を含む

➡ 令和8年度 満期保有目的債券の予定利率に対する潜在的な損失額：0億円

予定利率対比の将来差損益

摘要	金額
令和8年度末（令和9年3月末）における満期保有目的債券の予定利率対比の将来差損益	+64億円

⇒ 差損益がプラスのため、付加共済金原資から控除する額は0となる。

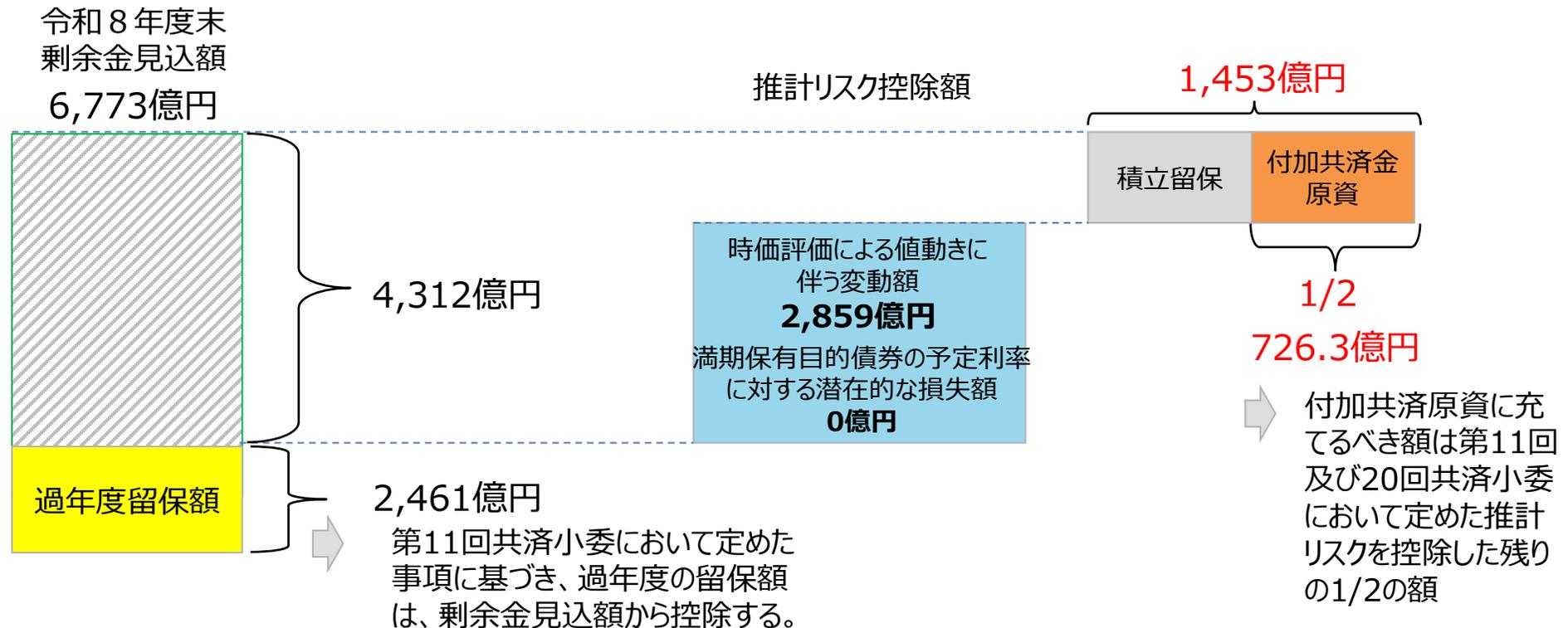
【予定利率対比の将来差損益の計算方法】

・債券取得金額 × {利回り（単利）－ 予定利率} × 残存年数 の合計値

4. 令和8年度の付加共済金の支給率の決定 (案)

① 付加共済金原資に充てるべき額

- 剰余金見込額 6,773億円
 - － 過年度に付加共済金を支給することとした際の留保額 2,461億円
 - － 時価評価による値動きに伴う変動額 2,859億円
 - － 満期保有目的債券の予定利率に対する潜在的な損失額 0億円
 } 推計リスク
控除額
= 1,453億円
- 令和8年度の付加共済金原資 = $1,453\text{億円} \times 1/2 = 726.3\text{億円}$ 発生する。



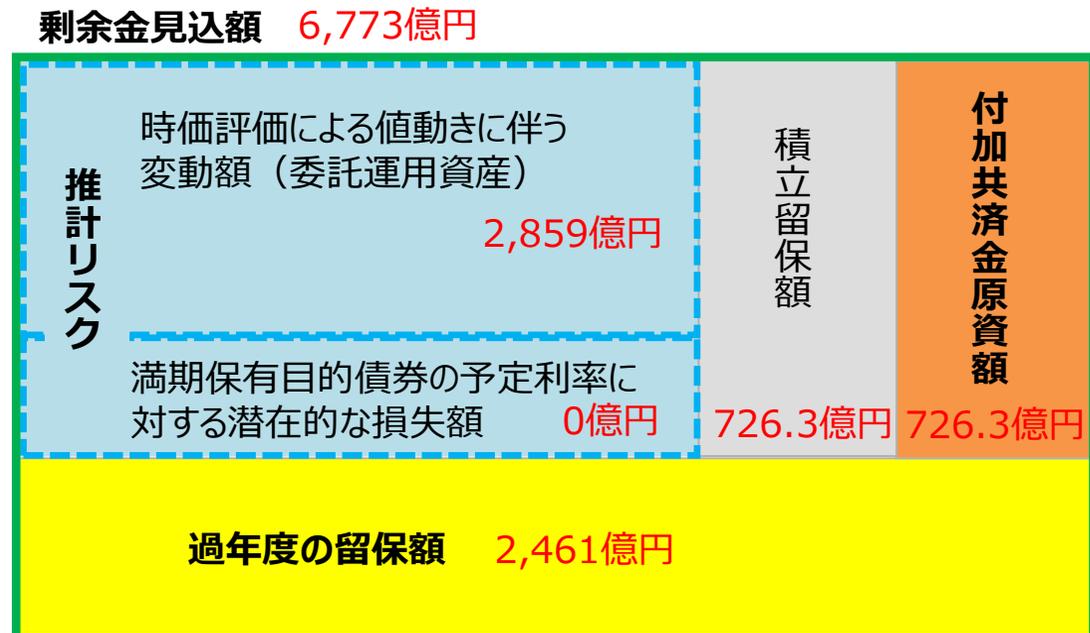
4. 令和8年度の付加共済金の支給率の決定（案）（まとめ）

（2）「支給率」の決定

以上①、①'、②より令和8年度の付加共済金の支給率は「0.00711」とする。

（令和8年度の付加共済金の支給率）

$$\begin{aligned}
 &= \frac{\text{①'付加共済金原資に充てるべき額} \left(= \frac{\text{①剰余金見込額} - \text{過年度の留保額} - \text{推計リスク}}{2} \right)}{\text{②仮定共済金等の発生見込総額}} \\
 &= \frac{(6,773\text{億円} - 2,461\text{億円} - 2,859\text{億円}) / 2}{10兆2,076\text{億円}} \\
 &= \boxed{0.00711}
 \end{aligned}$$



5. 過年度留保額の積立て状況について

- 付加共済金は、平成8年の制度導入以降、過去5回支給を実施し、利益剰余金の中に過年度留保額として、2,461億円を積立てている。
- 令和8年度の付加支給の実施により、過年度留保額の積立額は3,188億円となる。

	付加共済金 支給率	付加共済金原資	積立留保額	過年度留保額 (※)	利益剰余金額
平成30年度	0.036 %	29 億円	29 億円	29 億円	2,554 億円
令和元年度	0 %	0 億円	0 億円	29 億円	1,470 億円
令和2年度	0 %	0 億円	0 億円	29 億円	5,657 億円
令和3年度	0.328 %	287 億円	287 億円	316 億円	5,769 億円
令和4年度	0.504 %	456 億円	456 億円	772 億円	4,599 億円
令和5年度	0 %	0 億円	0 億円	772 億円	7,296 億円
令和6年度	0.673 %	651 億円	651 億円	1,423 億円	5,950 億円
令和7年度	1.047 %	1,039 億円	1,039 億円	2,461 億円	見込 7,241 億円
令和8年度	0.711 %	726 億円	726 億円	3,188 億円	見込 6,773 億円

今回

※前年度の過年度留保額に当該年度の積立留保額を加算した額。